

矢板市城の湯やすらぎの里の管理に関する基本協定書(案)

矢板市（以下「甲」という。）と株式会社やいた未来（以下「乙」という。）とは、矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例（平成１７年矢板市条例第３９号。以下「条例」という。）第１条の規定により設置された矢板市城の湯やすらぎの里（以下「やすらぎの里」という。）の管理に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第１条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、やすらぎの里を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者による管理）

第２条 甲は、条例第４条の規定に基づき、やすらぎの里の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者乙にやすらぎの里の施設の管理運營業務（以下「本業務」という。）を行わせる。

（公共性の尊重）

第３条 乙は、やすらぎの里の設置目的及び本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（信義誠実の原則）

第４条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第５条 本協定で用いる用語の定義は、別紙１のとおりとする。

（管理物件）

第６条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理物件の対象は、別紙２のとおりとする。

２ 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

３ 乙は、管理物件を本業務及び自主事業以外に使用してはならない。

（指定期間）

第７条 乙に本業務を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

２ 本業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第5条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設等の利用許可及び取消しに関する業務
- (2) 指定管理施設及びその備品の維持管理に関する業務
- (3) 有料施設等の利用料金の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 前各号に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲又は乙が行う業務の範囲)

第9条 甲又は乙が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、別紙3のとおりとする。

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するに当たり満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(経理の独立)

第11条 乙は、本業務に関する経理を明らかにするため、独立した経理を行わなければならない。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係する法令等のほか、募集要項、仕様書及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項、仕様書及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、仕様書、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとし、実施費用は全て乙の負担とする。

(管理運営準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし乙が負担するものとする。

3 本業務の一部を第三者に委託した場合は、本協定第17条及び第18条の規定を準用する。

(管理施設の改修等)

第15条 管理施設の改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、甲の承認を得た場合、乙は、これらの業務を自己の費用と責任において実施することができる。

2 管理施設の修繕については、1件10万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件10万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、緊急を要するものについては、甲乙協議のうえ費用負担を決定する。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対し、緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害等発生時の対応)

第16条の2 乙は、矢板市地域防災計画に基づく城の湯やすらぎの里の管理者としての責務を果たさなければならない。

2 乙は、災害等の発生時における甲による城の湯やすらぎの里の使用に関して、甲との間で「矢板市城の湯やすらぎの里の管理に係る災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「災害時協定」という。）を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

3 乙は、甲が作成する「災害時対応マニュアル」に準じ、災害等発生時の体制を整備するものとする。

4 乙は、災害等の発生時には、「災害時協定」及び「災害時対応マニュアル」に規定のない事項であっても、被災者の援助活動等に関して甲が協力を求めた場合には、甲に協力するよう努めるものとする。

(情報管理)

第17条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事している者、若しくは従事していた者は、これらの業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務

等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間を満了し、若しくは指定を取消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年矢板市条例第2号）の規定に従い、本業務の実施を通じて取得する個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本業務の全部又は一部に従事している者又は従事していた者は、その業務について知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。
- 4 乙は、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）の規定に従い、やすらぎの里の管理について情報公開請求がなされたときは、必要な措置を講じるものとする。
- 5 乙は、管理のために作成した文書を、矢板市文書管理規則（令和5年矢板市規則第1号）に準じて保存しなければならない。

（行政手続）

- 第18条 乙は、矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）及び矢板市行政手続条例施行規則（平成9年矢板市規則第28号）の規定に従い、本業務の実施に当たり、行政庁として行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 管理物品の扱い

（甲による管理物品の貸与）

- 第19条 甲は、第6条に定める管理物品を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中第6条に定める管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 第6条に定める管理物品が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合、甲は乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該管理物品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により第6条に定める管理物品をき損又は滅失したときは、甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該品と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

（乙による備品等の購入等）

- 第20条 乙は、第6条に定める管理物品以外で、本業務の実施に当たり必要な備品等を、自己の費用により購入又は調達し、業務実施のために供するものとする。

- 2 前項に定める備品等が経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合、乙は自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、毎年度9月末日までに翌年度の事業計画書を甲に提出し、確認を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第22条 乙は、毎月の本業務及び自主事業に関し、次の各号に示す事項を記載した業務報告書を翌月の末日までに甲に提出し、確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 管理施設の利用状況に関する事項
 - (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
 - (4) 各種事業の実施（自主事業を含む。）に伴う実績状況に関する事項
 - (5) その他甲が指示した事項
- 2 甲が第38条及び第39条の規定に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合、乙は、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を、甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第23条 甲は、業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況やこれらの業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払)

第24条 甲は、本業務の対価として、乙に指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額は次のとおりとし、別途年度協定に定めるものとする。

対象年度	指 定 管 理 料 の 額
令和6年度	15,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 金1,363,636円)
令和7年度 令和8年度	各年度15,000,000円 を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、甲乙協議した上で定めた額

- 3 前項に定める指定管理料は、半期毎に分割してこれを支払う。

- 4 乙は、4月・10月の各月の10日までに、当該期分の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に提出するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第25条 甲又は乙は、指定期間中に法令の変更や物価水準の急激な変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 変更の可否や変更金額等について、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金の取扱)

第26条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入とし、当該収入をやすらぎの里の管理に要する経費に充てるものとする。

(利用料金の決定)

第27条 利用料金は、乙が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第28条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第29条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第30条 本業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険

2 本業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険（レンタサイクルを含む。）

(2) 傷害保険（レンタサイクルに限る。）

(不可抗力発生時の対応)

第31条 不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力により発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で、乙との協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含めないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失又は増加費用が発生した場合、

当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部の実施ができなかった場合、甲は乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、引継ぎ等に係る費用は全て乙が負担するものとする。

- 2 甲は、必要と認める場合には指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(業務の引継ぎに係る利用料金の取扱い)

第35条 指定管理者に指定された初年度と最終年度において、施設の利用年度以前に納入された利用料金は、利用年度に管理する管理者に引き継ぐため、次のとおり処理するものとする。ただし、利用回数券による利用料金は、別に協議して決定するものとする。

- (1) 指定管理者に指定された年度

指定管理者の指定を受けた初年度において、当該年度に施設を利用する者及び団体等が、その前年度に利用料金を前納した場合には、前年度の指定管理者は、関係書類を添えて当該収納額を乙に引き継がなければならない。

- (2) 指定管理者が管理する最終年度

施設を利用する者及び団体等が、翌年度の利用料金を前納した場合には、乙は、指定管理満了の期日後30日以内に、関係書類を添えて後任の指定管理者に引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第36条 乙は、指定期間の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を現状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は

行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(管理物品等の扱い)

第37条 指定管理の終了に際し、第6条に定める管理物品については、乙は甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

2 指定期間の終了に際し、第20条の規定に基づき乙が自己の費用により購入又は調達した備品等については、乙の責任において撤去するものとする。ただし、必要に応じて甲と乙が協議した場合はこの限りでない。

第9章 指定期間終了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項及び矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年矢板市条例第32号）第9条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、矢板市の入札に参加できない団体等に該当したとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、矢板市若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取消され、その取消しの日から2年（他の地方公共団体の場合は1年）を経過しない団体等又は当該業務の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から1年（他の地方公共団体の場合は6カ月）に該当したとき。
- (3) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体等に該当したとき。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体（2分の1以上）に準じ、矢板市の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として本協定を適用しないことがある。
- (4) 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）が役員就任、経営関与等を行っている団体等に該当したとき。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税又は矢板市税を滞納している団体等に該当したとき。
- (6) 本業務に際し不正行為があったとき。

- (7) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (8) 本協定第23条第3項の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき。
 - (9) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (10) 手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払い停止事由が発生したとき。
 - (11) 差押、仮差押え又は仮処分を受けたとき。
 - (12) 破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申立がなされたとき。
 - (13) 当該施設の管理運営に必要な事項における許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分を受けたとき。
 - (14) その他甲が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に次の各号に掲げる事項を乙に通知する。
- (1) 指定取消の理由
 - (2) 指定取消の要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4) 指定取消の効力発生日（本協定の終了日）
 - (5) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- （不可抗力による指定の取消し）
- 第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消の協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断した場合は、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しがなされた場合の指定管理料は、月額指定管理料を日割計算により精算し、甲乙双方とも相手方に損害賠償等を請求することはできない。
- （指定期間終了時の取扱い）
- 第40条 第34条から第37条の規定は、前2条の規定により指定期間が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りでない。
- 2 前2条の規定により指定の取消しがなされた場合であっても、乙は指定期

間の終了日まで、善良なる管理の注意をもって誠実に本業務を継続するものとする。ただし、この場合、指定の取消し以降甲は乙に代わって自ら本業務を行うことがある。

第10章 その他

(業務の未実施による指定管理料の減額)

第41条 甲は、乙が正当な理由がなく業務を実施しないとき及び第38条第1項各号に該当し、業務の全部又は一部を停止されたときは、当該月の月額指定管理料を日割計算により減額する。

(相殺)

第42条 乙は、協定書等に関して損害賠償金その他甲に対する金銭債務が発生した場合、甲が乙に対して有する金銭債務との間で相殺されることを予め承諾する。

2 乙が第38条第1項第10号から第12号までのいずれかに該当したときは、甲が乙に対して有する全ての金銭債務は直ちに期限の利益を失うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 協定書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第48号）、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、これらの前提条件や内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第46条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(協議)

第47条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

別紙1 用 語 の 定 義

1. 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
2. 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
3. 「自主事業」とは、第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任において実施する業務のことをいう。
4. 「仕様書」とは、矢板市やすらぎの里の施設の指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
5. 「提案書」とは、矢板市やすらぎの里の施設の指定管理者の募集に当たり、乙が提出した書類のうち、「施設管理運営の基本的な方針」、事業計画書一式、収支予算書、本事業に関する提案及び計画書のことをいう。
6. 「協定書等」とは、基本協定書、年度協定書、募集要項、仕様書のことを総称していう。
7. 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
8. 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
9. 「法令」とは、すべての法律、法規、条令及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。
10. 「募集要項」とは、矢板市やすらぎの里の施設の指定管理者募集要項のことをいう。
11. 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として、乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙２ 管理物件

1. 管理施設（詳細については、仕様書を参照のこと。）
 - ・ 矢板市城の湯やすらぎの里の施設
城の湯温泉センター（宿泊棟、レンタサイクルを含む。）、城の湯ふれあい館、城の湯グラウンドゴルフ場、城の湯キャンプ場、城の湯 RV パーク、駐車場、屋外トイレ他
 - ・ 敷地内の外溝及び植栽
 - ・ その他の施設
2. 管理物品（詳細については、仕様書及び備品台帳を参照のこと。）
 - ・ その他の物品

別紙3 甲又は乙が自らの責任において実施する業務の範囲

種 類	内 容	甲	乙
管理施設の修繕 (不可抗力によ らないもの)	経年劣化による損傷の修繕(1件10万円未満)		○
	経年劣化による損傷の修繕(1件10万円以上)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できな い損傷の修繕(1件10万円未満)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できな い損傷の修繕(1件10万円以上)	○	
管理施設の改造 増・改築、移設	大規模な改造、改築、移設	○	
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
需要の変動	利用者の減少に伴う利用料金の減収、費用の増加への 対応		○
周辺地域・住民及 び施設利用者の 苦情対応			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の 増加への対応、その他の対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増 加への対応、その他の対応		○
税制度への対応	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費 の増加への対応、その他の対応	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の 増加への対応、その他の対応		○
施設賠償保険			○
火災保険		○	
自主事業	利用者増を図るためのPR、自主的な事業活動		○

※ 管理施設の修繕については、原則として金額を優先とするが、緊急を要するもの及び修繕内容に疑義が生じた場合、その都度甲乙が協議して執行者を決定する。